

越谷市重層的支援体制整備事業 実施計画

～地域共生社会の実現を目指して～

令和6年4月

越谷市地域共生部地域共生推進課

目 次

	ページ
第1章 重層的支援体制整備事業の実施について	1～2
第2章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定	3
第3章 重層的支援体制整備事業において実施する事業（社会福祉法 第106条の4第2項各号）および実施体制	4～9
第4章 越谷市重層的支援体制整備事業支援体系図	10・11

越谷市重層的支援体制整備事業実施計画

（策定）令和4年(2022年)4月1日

（改訂）令和6年(2024年)4月1日

第1章 重層的支援体制整備事業の実施について

(1)重層的支援体制整備事業の概要

これまでの社会保障制度は、各分野における典型的なリスクや課題を想定し、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など、属性別・対象者のリスク別の制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。

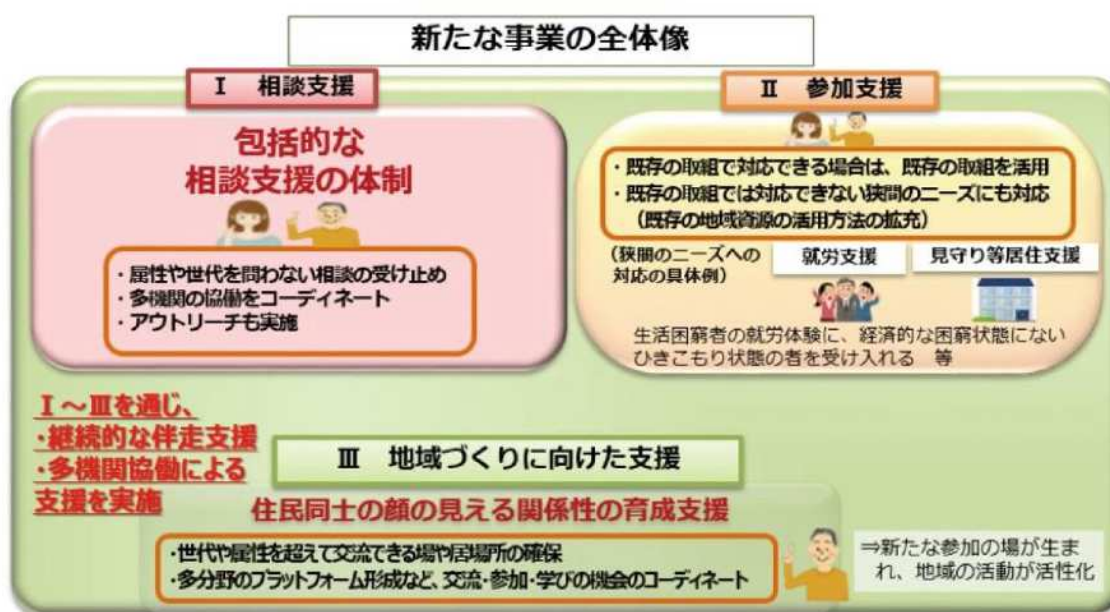
しかしながら、昨今の福祉の現場では、全国的に少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などが進む中、一つの世帯が複雑・複合的な課題を抱えている状態、たとえば、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と子育ての時期を同時に迎える「ダブルケア」、世帯全体が地域から孤立している状態など、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生しており、必要な支援が届いていない可能性があります。

そのような中、地域共生社会の実現を目的として、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築し、悩みを抱えた人に寄り添い、つながりを持ち続ける「伴走支援」を実施するために、社会福祉法に基づき、令和3年4月より実施されることになった新たな事業が重層的支援体制整備事業（以下「本事業」という。）です。

本事業では、市町村が制度の縦割りを解消し、創意工夫により相談支援体制を整備するとともに、これまで分野ごとに実施していた、相談・地域づくりに関連する事業の補助を、重層的支援体制整備事業交付金として一体的に執行できるようになります。

そして、本事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須とされています。

重層的支援体制整備事業全体像 イメージ図



重層的支援体制整備事業 事業概要(社会福祉法第 106 条の4第2項)

事業名		事業内容
Ⅰ 相談支援	包括的相談支援事業	・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・ 支援機関のネットワークで対応 ・ 複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へつなぐ
	(新) 多機関協働事業	・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築 ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う(全体調整、マネジメント) ・ 支援関係機関の役割分担
	(新) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・ 支援が届いていない人に支援を届ける ・ 会議や関係機関とのネットワークにより潜在的な相談者を見つける
Ⅱ 参加支援 (新) 参加支援事業		・ 社会とのつながりを作るための支援を行う ・ 利用者ニーズを踏まえたメニュー作成 ・ 定着支援と受け入れ先の支援 ・ 特に既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応することを目指す
Ⅲ 地域づくりに向けた支援 地域づくり事業		・ 世代や属性を超えて交流できる場の整備 ・ 個別の活動や人をコーディネート ・ 地域活動の活性化

(2)本市の重層的支援体制整備事業の実施時期・基本方針

本市では、市内連携会議や社会福祉審議会地域福祉専門分科会での検討、社会福祉協議会等の関係機関との調整を経て、令和4年度から本事業を実施することとします。

また、本事業の実施にあたって、以下の3点を基本方針とすることとします。

越谷市重層的支援体制整備事業 実施に係る基本方針

- ・ 本事業を令和4年度から実施すること
- ・ 包括的相談支援事業、地域づくり事業は従前のとおり各所管課で対応すること
- ・ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を越谷市社会福祉協議会へ委託して実施すること

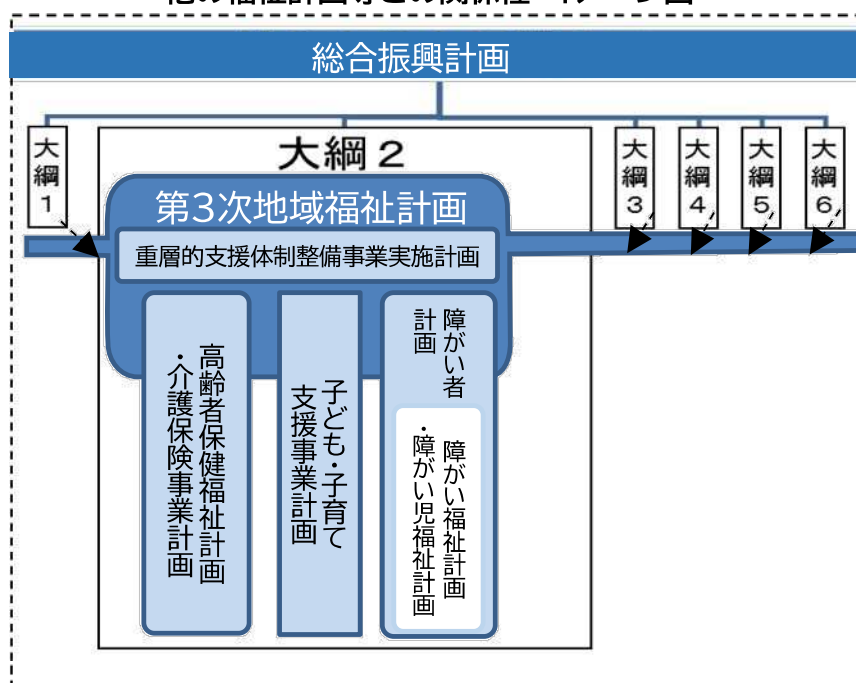
第2章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

(1)計画の位置づけ

本事業の実施にあたっては、実施計画を策定することが規定されており（社会福祉法第106条の5）、この計画は、その規定に基づき策定するものです。

また、本事業は、本市の福祉関連分野における上位計画である「第3次越谷市地域福祉計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）」が掲げる基本理念「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らせることができる福祉のまちを実現する」と軌を一にすることから、同計画との整合性を図りながら策定いたします。

他の福祉計画等との関係性 イメージ図



(2)計画の期間

本実施計画の期間は、計画の終了期間を第3次越谷市地域福祉計画と合わせ、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

(3)計画の見直しと管理体制

本事業の実施にあたっては、庁内関係各課や各分野の相談支援機関窓口との連携と、地域の実情に合わせた実施体制の構築が必要となります。また、この間においても、社会福祉法の改正や、社会経済情勢や福祉環境等変化等が想定されることから、それらを踏まえ、必要に応じて計画の修正・見直しを行います。

実施計画の変更見直しにあたっては、庁内連携会議および越谷市社会福祉審議会において、その内容の検討を行うものとします。

第3章 重層的支援体制整備事業において実施する事業(社会福祉法第106条の4第2項各号)および実施体制

本事業において実施する事業および実施体制は以下のとおりとします。

区分	実施する事業	実施体制	
相 談 支 援	地域包括支援センターの運営 〔第1号のイ〕	地域包括支援センター	
		【支援対象者】	65歳以上の高齢者等
		【実施方式】	委託：社会福祉法人、医療法人等
		【圏域】	市内12箇所
		【支援機関】	地域包括支援センター（桜井地区～南越谷地区）計12箇所
		【業務内容】	総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント
		【所管課】	地域包括ケア課
	障害者相談支援事業 〔第1号のロ〕	障がい者等相談支援事業	
		【支援対象者】	障がいのある人及びその家族等
		【実施方式】	委託：社会福祉法人、医療法人等
		【圏域】	市内4箇所
		【支援機関】	障がい者等基幹相談支援センター・北部 障がい者等基幹相談支援センター・東部 障がい者等基幹相談支援センター・南部 障がい者等基幹相談支援センター・西部
		【業務内容】	障害福祉サービス等の利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、専門機関の紹介等
		【所管課】	障害福祉課

既存事業

既存事業

相談支援	利用者支援事業 [第Ⅰ号のハ]	<table><tr><td></td><td>(特定型)</td><td>(こども家庭センター型)</td></tr><tr><td>【支援対象者】</td><td colspan="2">子ども及びその保護者等</td></tr><tr><td>【実施方式】</td><td>直営</td><td>直営</td></tr><tr><td>【圏域】</td><td>市内Ⅰ箇所(市役所内)</td><td>市内Ⅰ箇所(市役所内)</td></tr><tr><td>【支援機関】</td><td>保育コンシェルジュ(保育入所課内)</td><td>こども家庭センター</td></tr><tr><td>【業務内容】</td><td>保育所の利用者や入所希望者からの相談対応や情報提供、保育所現場からの保育に関する相談対応等</td><td>児童福祉(虐待対応を含む。)及び母子保健(母子手帳の交付を含む。)の相談を行い、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成し、必要な支援先を案内する。</td></tr><tr><td>【所管課】</td><td>保育入所課</td><td>こども家庭センター</td></tr></table>		(特定型)	(こども家庭センター型)	【支援対象者】	子ども及びその保護者等		【実施方式】	直営	直営	【圏域】	市内Ⅰ箇所(市役所内)	市内Ⅰ箇所(市役所内)	【支援機関】	保育コンシェルジュ(保育入所課内)	こども家庭センター	【業務内容】	保育所の利用者や入所希望者からの相談対応や情報提供、保育所現場からの保育に関する相談対応等	児童福祉(虐待対応を含む。)及び母子保健(母子手帳の交付を含む。)の相談を行い、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成し、必要な支援先を案内する。	【所管課】	保育入所課	こども家庭センター	既存事業
		(特定型)	(こども家庭センター型)																					
【支援対象者】	子ども及びその保護者等																							
【実施方式】	直営	直営																						
【圏域】	市内Ⅰ箇所(市役所内)	市内Ⅰ箇所(市役所内)																						
【支援機関】	保育コンシェルジュ(保育入所課内)	こども家庭センター																						
【業務内容】	保育所の利用者や入所希望者からの相談対応や情報提供、保育所現場からの保育に関する相談対応等	児童福祉(虐待対応を含む。)及び母子保健(母子手帳の交付を含む。)の相談を行い、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成し、必要な支援先を案内する。																						
【所管課】	保育入所課	こども家庭センター																						
	生活困窮者自立相談支援事業 [第Ⅰ号のニ]	<table><tr><td colspan="3">自立相談支援事業</td></tr><tr><td>【支援対象者】</td><td colspan="2">現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方及びその家族等</td></tr><tr><td>【実施方式】</td><td colspan="2">委託：特定非営利活動法人ワーカーズコープ埼玉事業本部</td></tr><tr><td>【圏域】</td><td colspan="2">市内Ⅰ箇所(市役所内)</td></tr><tr><td>【支援機関】</td><td colspan="2">生活自立相談よりそい</td></tr><tr><td>【業務内容】</td><td colspan="2">相談者の課題を整理した上での自立へのサポート、相談支援員による窓口・手続の同行支援等</td></tr><tr><td>【所管課】</td><td colspan="2">生活福祉課</td></tr></table>	自立相談支援事業			【支援対象者】	現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方及びその家族等		【実施方式】	委託：特定非営利活動法人ワーカーズコープ埼玉事業本部		【圏域】	市内Ⅰ箇所(市役所内)		【支援機関】	生活自立相談よりそい		【業務内容】	相談者の課題を整理した上での自立へのサポート、相談支援員による窓口・手続の同行支援等		【所管課】	生活福祉課		既存事業
自立相談支援事業																								
【支援対象者】	現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方及びその家族等																							
【実施方式】	委託：特定非営利活動法人ワーカーズコープ埼玉事業本部																							
【圏域】	市内Ⅰ箇所(市役所内)																							
【支援機関】	生活自立相談よりそい																							
【業務内容】	相談者の課題を整理した上での自立へのサポート、相談支援員による窓口・手続の同行支援等																							
【所管課】	生活福祉課																							

地域づくり支援	地域介護予防活動支援事業 [第3号のイ]	地域介護予防活動支援事業		既存事業
		【支援対象者】	第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者	
		【事業名】	介護予防リーダー養成講座	
			介護支援ボランティア	
		【実施方式】	事業は直営、講座を経て「介護予防リーダー」が行う活動はボランティアによる	
			委託：社会福祉法人越谷市社会福祉協議会	
	生活支援体制整備事業 [第3号のロ]	【圏域】	市内全域	既存事業
		【業務内容】	地域で介護予防に関する知識や体操の指導ができる介護予防リーダーを養成するとともに、リーダーが自治会館等で通いの場を立ち上げるための支援等	
			高齢者が介護保険施設等で行ったボランティア活動に対してポイントを付与し、高齢者の社会参加の促進、健康保持や介護予防を推進する。	
		【所管課】	地域包括ケア課	
	生活支援体制整備事業 [第3号のロ]	生活支援体制整備事業		既存事業
		【支援対象者】	65歳以上の全市民	
		【実施方式】	委託：社会福祉法人越谷市社会福祉協議会	
		【圏域】	第1層（市内全域）1箇所 第2層（各地区）13箇所	
		【業務内容】	地域のちょっとした困りごとを地域住民同士の支え合いにより解決するため、13地区ごとに会議体を設置し、実施する内容について協議する。	
		【所管課】	地域共生推進課	

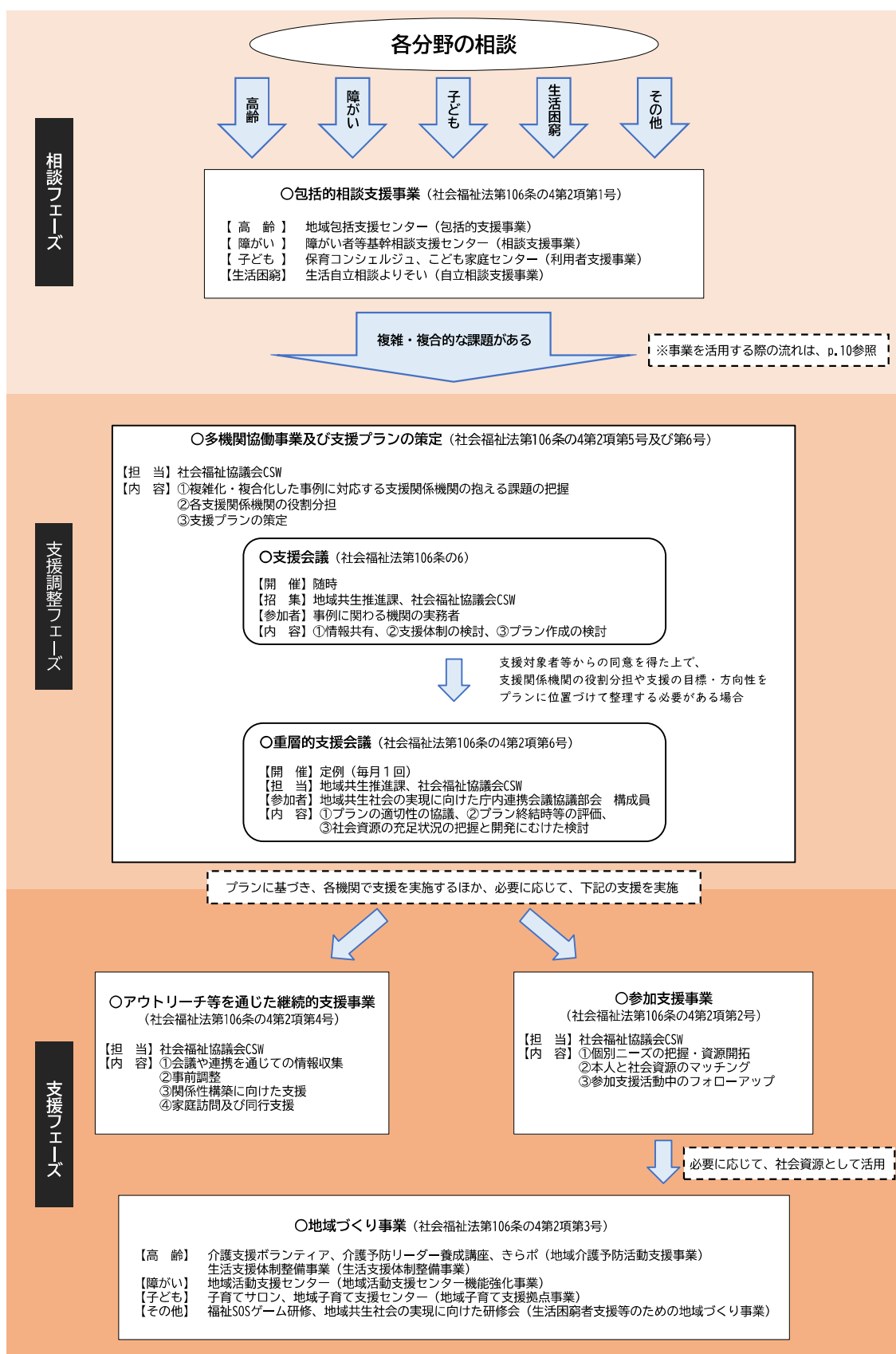
地域づくり支援

地域活動支援センターの基本事業 [第3号のハ]	地域活動支援センター		既存事業	
	【支援対象者】	市内に居住する障がいのある方		
	【実施方式】	委託：医療法人、NPO法人		
	【圏域】	市内2箇所		
	【支援機関】	地域活動支援センターⅠ型：有朋 地域活動支援センターⅢ型：ひかりの森		
	【業務内容】	地域で生活する障がいのある方に、創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るなど、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう援助を行う。		
	【所管課】	障害福祉課		
地域子育て支援拠点事業 [第3号のニ]	地域子育て支援拠点事業			既存事業
	【支援対象者】	子育て中の親子		
	【支援機関】	子育てサロン	地域子育て支援センター	
	【実施方式】	委託：社会福祉法人、NPO法人	直営：(公立3箇所) 補助金：社会福祉法人、学校法人(私立11箇所)	
	【圏域】	市内5箇所	市内14箇所	
	【業務内容】	育児不安等についての個別指導、子育てサークル等の育成・支援、子育て及び子育て支援に関する講座等の実施、ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供、地域の子育て家庭への支援、子育て家庭を訪問し育児を行っている方に対して傾聴、助言等の支援等		
	【所管課】	子ども施策推進課、保育施設課		
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活困窮者支援等のための地域づくり事業			新規事業
	【支援対象者】	全市民		
	【実施方式】	直営		
	【圏域】	市内全域		
	【業務内容】	身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図るため、地域住民や市役所職員を対象とした研修等を実施する。		
	【所管課】	地域共生推進課		

新たな機能	参加支援事業 [第2号]	地域・社会参加支援事業		新規事業
		【支援対象者】	全市民	
		【実施方式】	委託：社会福祉法人越谷市社会福祉協議会	
		【圏域】	市内全域	
		【支援機関】	福祉サービス事業所等ニーズと社会資源を勘案し検討	
		【業務内容】	既存の支援では対応が困難な本人や世帯の狭間の個別ケースに対応するため、福祉サービス事業所などの地域の社会資源を活用、または新たな社会資源を開拓し、要支援者の社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。	
		【所管課】	地域共生推進課	
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 [第4号]	アウトリーチ事業		新規事業
		【支援対象者】	複合課題を抱えているが必要な支援が届いていない人等	
		【実施方式】	委託：社会福祉法人越谷市社会福祉協議会	
		【圏域】	市内全域	
		【支援機関】	社会福祉法人越谷市社会福祉協議会が配置するCSW	
		【業務内容】	ひきこもり状態の方や、長期にわたり社会と交流をしてこなかった方など、本人との信頼関係を築くまで時間を要する方等に対し、つながりを持ち続ける伴走支援を行う。	
		【所管課】	地域共生推進課	

第4章 越谷市重層的支援体制整備事業支援体系図

本事業における各事業と関係機関の支援体系図は、以下のとおりとします。



○地域共生社会の実現に向けた庁内連携会議の設置

本市では、地域共生社会の実現に向け、分野を超えた横断的な取組みを推進するため、令和３年８月に、「地域共生社会の実現に向けた庁内連携会議」（以下「庁内連携会議」という。）を設置しました。

この庁内連携会議は、方針や方向性を協議する課長級会議と、複合的な課題を抱える世帯に関するケース事例について検討する管理職・係長級会議の二部構成で組織されており、２つの会議が相互に連携しながら、地域共生社会および本市における本事業の実施方法について検討を進めてまいりました。

令和４年度から実施する本事業では、管理職・係長級会議の構成員が、扱うケース事例の内容に応じて「重層的支援会議」に参加するとともに、課長級会議を通じて本事業のより良い運営方法についての協議を続けてまいります。

越谷市地域共生社会の実現に向けた庁内連携会議 構成課

部	課
地域共生部	地域共生推進課
	地域包括ケア課
福祉部	福祉総務課
	生活福祉課
	障害福祉課
子ども家庭部	子ども施策推進課
	子ども福祉課
	こども家庭センター
保健医療部	健康づくり推進課
	こころの健康支援室
市民協働部	くらし安心課
学校教育部	教育センター